

産業振興に係る包括連携協定書

平成25年5月22日

(目的)

第1条 この協定は、和泉市、和泉商工会議所及び地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「三者」という。）が、包括的な連携のもと中小企業支援を実施し、産業の振興及び地域社会の更なる発展に貢献することを目的とする。

(連携事項)

第2条 三者は、前条に定める目的達成のため、次の事項について連携協力する。

- (1) 三者が実施する企業支援に関すること
- (2) 産業振興に係る人材育成に関すること
- (3) 産・学・官連携の推進及び産業振興に関する研究・技術情報等の交流
- (4) その他、三者が必要と認める産業振興に関すること

(連絡調整)

第3条 前条各号に掲げる連携事項に関する取組については、三者が各々担当所管を定め、連絡を密に行い実施する。

(事業の実施)

第4条 第2条に基づく具体的な事業については、三者協議のうえ、策定及び実施する。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、三者いずれかから協定終了に関する申し入れがあった場合は、その時をもって終了する。

(雑則)

第6条 本協定の定めのない事項、若しくは本協定の実施に関し重要な事項は、別途協議するものとする。

本協定の締結の証として本協定書3通を作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市長

辻 宏康

和泉市テクノステージ三丁目1番10号

和泉商工会議所

会 頭

岸 昭 淳 介

和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

理事長

古 寺 雅 将